

シリーズ 市町村合併

最近、新聞やテレビでよく目にする『市町村合併』。市民のみなさんの間でも話題になることが多いのではないでしょうか。

市民のみなさんの中には、「市町村合併をすべき」というお考えを

お持ちの方や「合併には反対」「よく分からぬ」などというお考え方の方もいらっしゃると思います。

そこで今号から、なぜ、いま市町村合併が話題になっているのか、市として市町村合併をどう受け止めているのかについて、シリーズでお知らせします。

市町村合併の歴史 ～明治・昭和の大合併～

日本では、これまで明治21年から22年に行われた『明治の大合併』や昭和28年から36年にかけて行われた『昭和の大合併』がありました。

これらの合併は、明治維新・戦後改革という大変革の総仕上げとして、国や都道府県が主導し、全国一律に進められたものです。

明治の大合併は、市制・町村制が施行され、戸籍管理や学校運営などの事務が市町村に委ねられたことに伴い、事務処理を行う市町村の規模を300戸から500戸を標準として一律に行われました。

このときの合併では、全国の市町村数が、それまでの約五分の一の1万5千859（明治22年）になりました。

昭和の大合併は、地方自治法が施行され、教育・福祉・保健衛生など多くの事務が市町村の事務となつたことから、全国一律に人口規模の最小基準を8千人として合併が行われました。この結果、昭和36年には、全国で3千472の市町村数となりました。

最近の市町村 合併の動き

いま、話題になつてゐる市町村合併について、国は地方分権を具体化していく方策の一つとして位置づけ、市町村合併を進める具体的な方策として、『市町村の合併の特例に関する法律』（合併特例法）の改正などを行つてき

登別市および近隣 市町村の取り組み

市としては、地方分権の推進を図り、真の意味での地方自治の実現を目指す上で、市町村合併は重要なテーマと認識しています。

また、今回の市町村合併の基本は、明治や昭和の大合併とは異なり『住民のみなさんの意思』が最優先する自主的な取り組みと理解しています。

ました。

この合併特例法は、初め昭和40年に10年間の期限付きで制定されましたが、順次延長され、平成7年には合併特例法の期限が、平成17年までとされました。

また、この中で「自主的な市町村合併の推進」という趣旨が明記されるとともに、平成17年3月までに合併する市町村に対して、さまざまな特例制度や財政支援措置などの優遇措置を定めています。

さらに、国は市町村合併を促進するため、都道府県に、それぞれ域内における市町村の合併パターンの作成も求めました。

北海道でも合併パターンが作成され、登別市については、2つの合併パターンが示されています（図1）。

最近、合併を巡る論議が高まつている背景には、これら国・道の動向が大きな要因となっています。また、合併特例法による優遇措置の期限が迫つてきていることも、その一つと考えられます。